

(1) 第 4 回作成委員会における各委員からの質問等に対する回答

No.	項目	質問（意見）	回答
01	素案 P22-「(2) 基盤整備の現状（平成 29 年 10 月 1 日現在）」	(林会長) 事業所数の経営実態に合わせてほしい。	資料 4（第 7 期介護保険事業計画）の P 4 6 に経営実態等を反映（次の数値は総数） ○訪問看護 88 → 15 ○訪問リハビリテーション 75 → 12 ○居宅療養管理指導 192 → 22 ○通所リハビリテーション 27 → 24 ○短期入所療養介護 15 → 3 ※ 平成 29 年 4 月～6 月までのサービス提供実績がある事業所数
02	素案 P25-「居宅介護サービスの平均利用額（月）」	(大田委員) 要支援 2 と介護 5 が下がっている理由は何か。	資料 4 では P 5 0 ですが、国と長崎県の平均値は次のとおりとなっている。 要介護 5 を除いた傾向は国・県とほぼ同様な状態ですが、要介護 5 については低くなっています。国では支給限度額を超える利用者の割合が一番高い 5% となっていますが、地方にあっては個人負担を高額にできない高齢者が多いと考えられます。

No.	項目	質問（意見）	回答
03	素案 P32-「(3) 施設サービス-介護老人福祉施設」	（平辻委員） 平成30年度が867床となっているが定員の813床との差はなにか。（差：54床）	（資料4のP56）ご指摘のとおり54床の差がありますが、介護老人福祉施設は広域型の特養であるため。要介護3以上の方であれば、どこの施設も選択できます。 現状として、特に半島内から隣接する諫早市や大村市の特養へ入所する場合は、住所地特例として本組合の被保険者として扱われる。
04	素案 P30-「(1) 居宅サービス-訪問介護」	（伊藤委員） 平成37年度の訪問介護がガクッと下がっているのが不安を抱かせるがどうしてか。	資料4のP54に次のとおり平成37年度の訪問介護を見直す。 給付費 305,996千円 → 328,276千円（約7.3%増）
05	素案 P41-「地域包括支援センターの職員数」	（菅委員） 雲仙市地域包括支援センターが9人とあるが、原契約どおり10人を維持できないか。	資料4のP65において、雲仙市地域包括支援センターの職員数は「10人」と見直す。